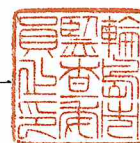


輪島市監査公表第28号

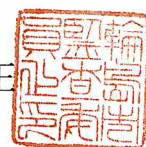
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和2年1月8日（水） 監理課・地域振興課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年11月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○工事契約解除に係る違約金の滞納分については、債務者の事情により収入が見込めない状況であるとのことであるが、不納欠損処理も視野に入れた対応を行っていただきたい。

○昨年度、工事成績評定システムが導入されたが稼働されていない。他のシステムとの調整が必要とのことであるが、早急に運用を開始するよう対応を急いでいただきたい。

○1件130万円以下の工事や50万円以下の修繕等を発注する場合の、小規模工事等契約希望者登録制度について、市内業者への更なる周知を行うとともに、登録業者への発注を積極的に行うことにより受注機会の拡大や市内経済の活性化を図っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。